

島根県公共工事共通仕様書 特記事項における松江市の運用

令和5年10月1日以降に契約締結する工事から適用

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」において、下記の通り読替える。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	松江市の運用														
1	1	1	1-1-1-2	用語の定義	26	書面とは、手書き、印刷物、Eメール等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載したものを有効とする。ただし、工事打合せ簿、Eメール及び発注者が指定した書類は、記名（署名又は押印（電子的処理がなされたものを含む。））したものを有効とし、契約書類その他発注者が指示した書類は押印したものを有効とする。														
1	1	1	1-1-1-4	施工計画書	1	別に定める施工計画書記載事項の内容による。														
1	1	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	受注者は下請負人については市内に主たる営業所を有する者を使用すること。ただし、適切に施工できる市内受注者がいない特殊な工事やむを得ず市外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面（様式-1）で提出のうえ監督職員の確認を受けること。														
1	1	1	1-1-1-12	調査・試験に対する協力	1	この工事が、以下に掲げる事項の対象となっている場合は、調査等を監督職員の指示により協力しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 1. 特定調達品目実態調査（公共工事）様式-7 2. 道路付属物調査（各種台帳作成） 3. その他														
					7	適用しない														
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	4,5,6,7	<p>「資源有効利用促進法」に基づき、下記に該当する規模の建設資材を搬入及び指定副産物を搬出する建設工事の受注者は、同法に基づく手続き等を行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">再生資源利用計画を作成する工事</th> <th style="width: 50%;">再生資源利用促進計画を作成する工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事</td> <td>次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂 …………… 500m³以上</td> <td>1. 土砂 …………… 500m³</td> </tr> <tr> <td>2. 砕石 …………… 500t以上</td> <td>2. コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>3. 加熱アスファルト混合物 …………… 200t以上</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生木材</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">} 合計200t以上</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画を作成する工事	再生資源利用促進計画を作成する工事	次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事	次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事	1. 土砂 …………… 500m ³ 以上	1. 土砂 …………… 500m ³	2. 砕石 …………… 500t以上	2. コンクリート塊	3. 加熱アスファルト混合物 …………… 200t以上	アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材		} 合計200t以上
再生資源利用計画を作成する工事	再生資源利用促進計画を作成する工事																			
次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事	次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事																			
1. 土砂 …………… 500m ³ 以上	1. 土砂 …………… 500m ³																			
2. 砕石 …………… 500t以上	2. コンクリート塊																			
3. 加熱アスファルト混合物 …………… 200t以上	アスファルト・コンクリート塊																			
	建設発生木材																			
	} 合計200t以上																			

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	松江市の運用				
1	1	1	1-1-1-42	公共工事等における 新技術活用の促進	追-1	適用しない				
					追-2	適用しない				
1	1	1	1-1-1-45	県内産資材の使用	追-4	「県内産資材」の優先使用順位は、市内産、県内産の順とする。				
					追-5	「県内の取扱業者」の優先使用順位は、市内取扱業者、県内取扱業者の順とする。				
1	1		追加	ダンプトラック運搬 やガードマン等の 契約について		1. ダンプトラックによる土砂運搬、建設機械の運搬、及びガードマン派遣等の建設工事の下請負契約に該当しない委託契約にあっては、原則、受注者は市内に本店、支店又は営業所等を有し市内雇用を行っている企業との契約に努めるものとする。 2. 前項に係る委託契約を行った場合における施工体制台帳、施工体系図への記載は、ガードマン派遣等の警備会社のみとする。 3. 工事の施工にあたっては、(公社)島根県トラック協会加入車両かつ地元運送用トラックを優先的に使用するよう努めること。				
1	1		追加	県産木材利用の推進 について		受注者は、「松江市木材利用行動計画」に基づき公共工事での市産又は県産木材の着実な使用を確保するため、本工事で整備する土木構造物(仮設構造物含む)において積極的に市産又は県産木材を使用するよう努めるものとする。				
1	1		追加	溶融スラグ入り資材 の使用		松江市のエコクリーン松江及び江津市のエコクリーンセンターで生成される溶融スラグの有効利用を図るため、原則このスラグを使用した再生加熱アスファルト混合物並びに道路側溝等のコンクリート二次製品を優先使用すること。				
1	1		追加	熱中症対策に係る 現場管理費補正 について		1. 以下の建設工事等を試行対象とする。 (1) 主たる工種が屋外作業である工事 (2) 道路、河川等の維持管理業務委託 ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除く。 2. 受注者は、本補正の実施を希望する場合、契約後の施工計画書の提出時、「その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法、熱中症対策の実施予定内容を記載し、提出するものとする。 3. 受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するとともに、工事打合簿により熱中症対策の実施内容を報告するものとする。 4. 「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。				
1	1		追加	法令・施設台帳等 の作成	【土木】 【港湾】	受注者は、以下に示す公共土木施設については、以下のURLに掲載する「島根県公共土木施設維持管理システム法令・施設台帳等作成マニュアル【受注者用】(島根県土木部)」(以下「法令・施設台帳等作成マニュアル」という。)により法令・施設台帳等(以下「台帳」という。)を作成するものとする。 URL「 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokyuka/manual.html 」 1. 対象施設 <table border="1" data-bbox="831 1267 1794 1347"> <tr> <td>分野</td> <td>施設種別</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>橋梁</td> </tr> </table> 2. 台帳作成 (1) 台帳は、新設または改良(修繕)した施設に対して、施設ごとに作成する。 (2) 台帳の作成種別は、工事の内容により、新規・更新(修正)の2種類になる。 (3) 台帳は、工事完成図書電子納品の一部分として作成する。	分野	施設種別	道路	橋梁
分野	施設種別									
道路	橋梁									

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	松江市の運用
1	1		追加	法定外の労災保険の付保		<p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 ついては、工事請負契約書第53条（火災保険等）に基づき、法定外の労災保険への付保の状況を確認するため、その証券又はこれに代わるものを提示すること。ただし、「機械設備工事」を除く。 ※「機械設備工事」とは、建設工事積算基準第Ⅸ編 機械設備及び第13編 農業農村整備 第16章 施設機械及び電気通信設備（電気通信設備は除く）により工事費の積算を行うものをいう。</p>
1	1		追加	アンケート調査		適用しない

【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	松江市の運用
3	1	1	3-1-1-1	請負代金内訳書 及び工事費内訳書	1,2	受注者は、契約締結後7日以内に請負代金内訳書を発注者に提出しなければならない。ただし、入札時に提出した場合（1回目の入札で落札した場合にかぎる）は除く。
3	1	1	3-1-1-2	工程表	1	適用しない
3	1	1	3-1-1-4	監督職員による確認、立会等	1	適用しない
3	1		追加	境界杭等の設置 【土木】		<p>1. 受注者は用地実測図等に示された位置に境界杭等を設置する場合は、境界杭等を設置するために必要な境界杭等座標計算書等関係図書（以下「関係図書」という）について、発注者から貸与を受ける。</p> <p>2. 受注者は工事完了後、境界杭等を設置するときには、用地計画図及び関係図書に基づき境界杭等の位置を確認し、監督職員の指示を受け設置するものとする。</p> <p>3. 受注者は境界杭等の設置を行ったときには、復元可能な実測平面図を作成し、杭及び基準点の写真並びに地権者の立会写真を添えて成果品として提出するものとする。</p> <p>4. 受注者は既に設置されている境界杭等は移動させないように努め、移動させる必要があるときは、監督職員及び地権者の立会のもとに控え杭等設け移動し、工事完了後測量を行い復元するものとする。</p> <p>5. 境界杭等は原則としてコンクリート製の境界杭とするが、設置が困難な場合には監督職員と協議し、境界鉄又はプラスチック杭を設置するものとする。</p>

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	松江市の運用																																	
6	1	7	6-1-7-2	材料	追加	<p>河川護岸施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸吸出し防止シート評価書」（国土交通大臣許可）を有している製品のうち、別に「公的試験機関による技術証明書」を有し、以下の基準を満足したシートについては使用できるものとする。</p> <p>さらに、松江市グリーン調達推進方針に基づき、再生材料を用いた吸出し防止材を基本とする。ポリエステル繊維を使用した製品については、再生ポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されているものとする。</p> <table border="1" data-bbox="833 379 2022 836"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 開孔径（ジオテキスタイル95%開孔径）</td> <td>0.2mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 透水性（ジオテキスタイル透水性）</td> <td>0.01(L/S)以上</td> <td>JIS L3204準拠</td> </tr> <tr> <td>3) 厚さ</td> <td>9.8mm以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 引張強度</td> <td>10KN/m以上</td> <td>縦・横方向共</td> </tr> <tr> <td>5) 化学的安定性（強度保持率）</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS K7114準拠 (ph5~9)</td> </tr> <tr> <td>6) 耐候性（強度保持率）</td> <td>70%以上 130%以下</td> <td>JIS A1410準拠 JIS A1415準拠</td> </tr> <tr> <td>7) 密度</td> <td>0.12g/cm³以上</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> <tr> <td>8) 圧縮率</td> <td>12%以下</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> <tr> <td>9) 伸び率</td> <td>50%以上</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> <tr> <td>10) 耐薬品性（不溶分）</td> <td>90%以上</td> <td>試験方法 JIS L3204</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	備考	1) 開孔径（ジオテキスタイル95%開孔径）	0.2mm以下		2) 透水性（ジオテキスタイル透水性）	0.01(L/S)以上	JIS L3204準拠	3) 厚さ	9.8mm以上		4) 引張強度	10KN/m以上	縦・横方向共	5) 化学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K7114準拠 (ph5~9)	6) 耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠	7) 密度	0.12g/cm ³ 以上	試験方法 JIS L3204	8) 圧縮率	12%以下	試験方法 JIS L3204	9) 伸び率	50%以上	試験方法 JIS L3204	10) 耐薬品性（不溶分）	90%以上	試験方法 JIS L3204
項目	基準	備考																																					
1) 開孔径（ジオテキスタイル95%開孔径）	0.2mm以下																																						
2) 透水性（ジオテキスタイル透水性）	0.01(L/S)以上	JIS L3204準拠																																					
3) 厚さ	9.8mm以上																																						
4) 引張強度	10KN/m以上	縦・横方向共																																					
5) 化学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K7114準拠 (ph5~9)																																					
6) 耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠																																					
7) 密度	0.12g/cm ³ 以上	試験方法 JIS L3204																																					
8) 圧縮率	12%以下	試験方法 JIS L3204																																					
9) 伸び率	50%以上	試験方法 JIS L3204																																					
10) 耐薬品性（不溶分）	90%以上	試験方法 JIS L3204																																					